

議案第 88 号

和解について

3市1組合共催川崎競輪事業からの撤退に伴う解決一時金について、次のとおり和解をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成26年6月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 当事者 甲 川 崎 市

乙 神奈川県競輪組合（神奈川県、横浜市及び横須賀市で構成）

丙 鎌 倉 市

丁 藤 沢 市

戊 茅 ヶ 崎 市

2 和解内容

(1) 乙、丙、丁及び戊は、川崎競輪場において、共催して施行していた競輪事業からの撤退（以下「本件撤退」という。）に伴う解決一時金として、甲に対し、それぞれ金39,831,145円を和解成立日から30日以内に、甲の指定する口座に振り込む方法により支払う。

(2) 乙、丙、丁及び戊が、前項に規定する支払を遅滞したときは、乙、丙、丁及び戊は、甲に対し、前項に規定する解決一時金及びこれに対する支払期日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を付加して支払う。

(3) 甲、乙、丙、丁及び戊は、本件撤退に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

3 和解理由

本件は、全ての当事者が解決一時金の算出方法及び額について同意したため、和解しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 昭和32年度から平成12年度までの間、神奈川県競輪組合、鎌倉市、藤沢市及び茅ヶ崎市（以下「3市1組合」という。）は、川崎競輪場において、共催して競輪事業を施行していた。
- 2 平成13年2月22日の開催を最後に、3市1組合は、川崎競輪場での競輪事業から撤退した。
- 3 3市1組合は、競輪場を借り上げて競輪事業を施行する者が当該競輪事業から撤退する際に競輪場の設置者に対し慣行として支払うこととされていた解決一時金について、支払の根拠が明確でないとして、本市に対する解決一時金の支払を拒んだ。
- 4 一方、平成13年3月18日の開催を最後に、鎌倉市は、平塚競輪場を借り上げて施行していた競輪事業から撤退し、平塚市に対しても、同じく解決一時金の支払を拒んだ。
- 5 平成14年11月28日、本市及び3市1組合は、前項の解決一時金の支払について平塚市の鎌倉市に対する調停の申立が予定されていたので、その結果を踏まえ、第3項の解決一時金に関する問題を協議するものとした。
- 6 平成14年12月27日、平塚市は、鎌倉市に対し、第4項の解決一時金の支払を求め、横浜地方裁判所に調停を申し立てたが、平成16年11月9日をもって調停は不成立となった。
- 7 平成19年11月2日、平塚市は、鎌倉市に対し、第4項の解決一時金の支払を求め、横浜地方裁判所に訴えを提起し、平成22年5月14日、平塚市の鎌倉市に対する請求を一部認容する判決が言い渡された。

8 平成26年1月21日、本市及び3市1組合の全ての当事者は、第3項の解決一時金の支払に関して、前項の判決の趣旨に倣った算出方法及び額とすることに同意した。